

加盟店の調査等の具体化の方向性について（議論用たたき台）

中間的な論点整理の第2章1.のうち、「1. 1. 加盟店の調査について」については、大要以下のような制度設計が考えられるのではないかな。

1. 登録及び義務の主体について

以下の2案を軸に検討してはどうか（図：資料5参照）。

（A案）加盟店への実質的な影響力という観点から、アクワイアラーとPSPに区別を設けず、加盟店に立替金を交付する者について登録義務を課し、加盟店調査等の義務主体と位置づける。

（B案）国際ブランドからライセンスの供与を受け、取引関係上、加盟店でのカード利用を可能とする地位を有するアクワイアラーについて登録制を導入し、加盟店調査等の一義的な義務主体と位置づける。

その上で、PSP等のうち加盟店の調査・是正を行う能力のある者をアクワイアラーが有効に活用できるよう、PSP等について「加盟店業務代行会社」等として任意的登録制を導入するとともに、登録加盟店業務代行会社がアクワイアラーと同等の義務を履行する場合については、アクワイアラーについての規制を軽減する。

2. 加盟店業務会社について

1. のA案、B案いずれにおいても、概ね以下の内容の登録、行為義務及び措置義務等を検討すべきではないか（以下、便宜上、A案における「加盟店に立替金を交付する者」（すなわちアクワイアラーとPSP）及びB案における「アクワイアラー」を「加盟店業務会社¹」といい²、登録を受けた加盟店業務会社を「登録加盟店業務会社」という。）。

2. 1 登録制

加盟店業務会社に対し経済産業省に備える登録簿への登録を求めるものとしてはどうか。

また、国内の販売業者及び役務提供事業者（以下、「販売業者等」という。）³との加盟店契約の締結並びにこれに基づく取引の遂行については、日本国内に営業所等を設けて登録を受けた法人でなければ業として行うことができないこととしてはどうか。

¹ なお、仮にA案に立つとすると、ここでの加盟店業務の内容としては立替金交付等が考えられる。他方、仮にB案に立つとすると、ここでの加盟店業務の内容としては、加盟店契約の締結やそれに基づく各種取引の遂行等が考えられる。

² なお、仮にA案に立つとすると、アクワイアラーのほか、PSP等をどの範囲まで「加盟店業務会社」等の定義に含めるかについて、更に検討を深める必要がある。

³ なお、「国内の販売業者等」の判断基準については、登記等の形式的基準とするか、営業実態等を踏まえた実質的基準とするか等についても更に検討を要すると考えられるのではないかな。

2. 2 加盟店との契約に係る確認義務等

加盟店業務会社が販売業者等と加盟店契約を締結する際は、当該販売業者等について、①名称及びその所在地、②代表者の本人特定事項、等を確認し、その記録を作成・保存することとしてはどうか。

なお、この場合の具体的な確認項目及び確認方法について参考となり得る既存の制度としては、割販法上の個別信用購入あつせん業者による加盟店調査⁴、古物営業法上のいわゆるモール事業者による本人確認⁵、犯収法上の特定事業者による特定取引の際の取引時確認⁶等がある。もっとも、具体的な確認項目及び確認方法の検討においては、加盟店業務会社における業務負担が著しく過大となり、かえって実効性を損なうことがないか、また、加盟店拡大ひいてはキャッシュレス支払手段の促進について過度な萎縮効果を生じないか、等についても考慮することが必要と考えられるのではないか。

2. 3 業務の運営に関する措置

登録加盟店業務会社は、例えば、業務委託の場合の委託先管理、イシューから苦情を伝達された場合に必要となる対応、初期審査や途上審査に必要となる体制等を確保するための措置を講じなければならないこととしてはどうか。

⁴ 割賦販売法 35 条の 3 の 5 第 1 項：「個別信用購入あつせん業者は、次の各号のいずれかに該当する契約（第三十五条の三の七において「特定契約」という。）であつて、個別信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約（以下「個別信用購入あつせん関係販売契約」という。）又は個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約（以下「個別信用購入あつせん関係役務提供契約」という。）に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立つて、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による同条各号のいずれかに該当する行為の有無に関する事項であつて経済産業省令・内閣府令で定める事項を調査しなければならない。

一～五 略

⁵ 古物営業法 21 条の 2：「古物競りあつせん業者は、古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けようとするときは、その相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努めなければならない。」

⁶ 犯罪による収益の移転防止に関する法律 4 条 1 項：「特定事業者（第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者（第十一条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があつては、その者の本人特定事項」

3. 加盟店業務代行会社（B 案に立つ場合）

仮に B 案に立つ場合には、加盟店業務代行会社（以下「代行会社」という。）について概ね以下の内容の任意的登録制、行為義務及び措置義務等を検討すべきではないか。

3. 1 任意的登録制

加盟店契約の締結に関して①登録加盟店業務会社若しくは販売業者等の代理、②媒介又は③取次ぎを業として営む者や、④登録加盟店業務会社との間で加盟店契約を締結し、当該加盟店契約上の地位に基づいて他の販売業者等に対してクレジットカードでの支払を許諾することを業として営む者、等について、経済産業省に備える登録簿への登録を受けることができることとしてはどうか⁷。（以下、①～④を併せて「代行行為」という。）

また、この登録については、日本国内に営業所等を有する法人でなければ受けることができないこととしてはどうか。

3. 2 登録代行会社の行為義務及び措置義務等

(1) 登録加盟店業務会社に準じた行為義務及び措置義務

登録を受けた加盟店関係業務代行会社（以下「登録代行会社」という。）は、登録加盟店業務会社に準じて、加盟店契約時確認等を行う義務等及び業務の運営に関する措置を講ずる義務を負うこととしてはどうか。

(2) 通知義務

登録代行会社は、代行行為を行うに当たっては、当該行為に係る加盟店業務会社及び販売業者等に対し、書面で、その商号・住所・登録番号等を通知しなければならないこととしてはどうか。

4. 登録代行会社が介在する場合についての特例（B 案に立つ場合）

仮に B 案に立つ場合には、加盟店業務会社に対して登録代行会社を選好するインセンティブを与えるべく、例えば、①加盟店業務会社の措置義務等について登録代行会社による代替履行を認める、②国内拠点設置等の一定の登録要件の緩和を認める、等の特例を設けてはどうか。

5. 加盟店について

1. の A 案、B 案いずれにおいても、通信販売等で加盟店自身が海外に所在する場合等を念頭に置き、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）における表示等を検討すべきではないか。

⁷ 仮に B 案に立つとすると、本文に掲げた①代理型、②媒介型、③取次型及び④許諾型という対象範囲の適否等について、更に検討を深める必要があるのではないかと。あるいは、「加盟店業務会社が加盟店業務を行うにあたって使用する者」という包括的定義を置くことも検討する必要があるのではないかと。

6. その他

6. 1 無登録業者についての対処

1. の A 案、B 案いずれにおいても、加盟店業務会社又は代行会社について、無登録業者が現れる可能性があるため、その場合の対処についても検討すべきではないか。

6. 2 登録取消し等の場合について

1. の A 案、B 案いずれにおいても、登録加盟店業務会社又は登録代行会社が登録を取消された場合や廃業した場合等については、その後の加盟店契約関係について、何らかの調整的規定を検討すべきではないか。

6. 3 行政監督

1. の A 案、B 案いずれにおいても、経済産業大臣は、登録加盟店業務会社及び登録代行会社に対し、報告徴収・立入検査・業務改善・業務停止・登録取消し等の処分を行うことができることとしてはどうか。

また、特に必要がある場合には、登録加盟店業務会社又は登録代行会社の委託先に対しても、報告徴収・立入検査等を行うことができることとしてはどうか。